

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿日本鉄道株式会社取締役社長から次のとおり公共測量を終了した事について通知がありました。

平成二十四年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（土地区画整理事業（A事業及びB事業））
- 二 測量の地域 奈良市（登美ヶ丘第十一次二期住宅地（二工区））
- 三 測量の終了年月日 平成二十四年八月三十日